

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

九州（福岡）厚生年金 事案 5172

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年9月から21年3月までを59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から21年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

B金融機関が提出した申立期間に係る申立人名義の口座の取引明細書により確認できる給与振込額のうち、平成20年9月1日から21年4月1日までの期間における給与振込額は、申立人が所持する19年11月の給与支給明細から確認できる差引給与支給額とほぼ一致しているところ、オンライン記録では、同年同月を含む同年9月から20年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は59万円であることが確認できる。

また、申立人が所持する平成20年分源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、標準報酬月額59万円に見合う社会保険料額に12を乗じた額とほぼ

一致することが確認できる。

さらに、申立人が所持する平成 21 年分源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う社会保険料控除額より高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 20 年 9 月から 21 年 3 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の取引明細書で確認できる給与振込額から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成 20 年 9 月から 21 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の取引明細書、源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」により、事業主が当該期間の標準報酬月額を 47 万円と届け出たことが確認できることから、事業主は前述の取引明細書、源泉徴収票等で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該月額変更前の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は65万円、申立期間②は68万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間①においては標準賞与額65万円に、申立期間②においては標準賞与額68万円に、それぞれ見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を控除した旨を回答している。

さらに、元事業主が提出した資料には、申立人の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、当該資料に記載された同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は65万円、申立期間②は68万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、C金融機関が提出した取引明細により、申立期間②に係る賞与は、

A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に振り込まれていることが確認できるところ、元事業主が15年の冬季賞与の支給日は同年12月26日であると回答していることから、申立期間②に係る賞与は同日に支給されるものであったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月15日から同年12月1日まで

私は、昭和37年4月から41年2月まで、A社及び同社の関連会社のB社に継続して勤務したが、申立期間の記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社及びB社に係る複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主は連絡先が不明のため回答を得ることができないが、申立期間に行われる事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主

による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 38 年 7 月 15 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は10万円、17年8月11日は35万5,000円、同年9月30日は19万6,000円、同年12月22日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年8月11日
③ 平成17年9月30日
④ 平成17年12月22日

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間については賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B金融機関C支店が提出した申立人名義の口座に係る取引明細表により、A社から申立期間に係る賞与が振り込まれたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書により、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が賞与額について、切りの良い金額であった旨を述べているところ、上記の振込金額に、当該振込金額等から推認される社会保険料控除額を加えた金額に千円未満の端数は生じない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社から申立期間に係る賞与を支

給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、前述の取引明細表等から推認できる賞与額又は保険料控除額により、平成 16 年 12 月 15 日は 10 万円、17 年 8 月 11 日は 35 万 5,000 円、同年 9 月 30 日は 19 万 6,000 円、同年 12 月 22 日は 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、申立人の同年におけるオンライン記録により算出した所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが、B税務署が提出した申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票から確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間においては、標準賞与額150万円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を控除した旨を回答している。

さらに、元事業主が提出した資料には、申立人の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、当該資料に記載された同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は社会保険に係る関連資料は保管していない

と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月15日から同年12月1日まで

私は、昭和36年7月から42年2月まで、A社及び同社の関連会社のB社に継続して勤務したが、申立期間の記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主は連絡先が不明のため回答を得ることができないが、申立期間に行われる事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主

による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 38 年 7 月 15 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年 2 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社のB事業部に勤務していたが、同事業部が昭和58年4月にC社となったため、勤務地や勤務内容は変わらないまま同社に移籍した。

A社とC社は関連会社であり、私は申立期間においても継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人と同様に昭和58年4月に同社B事業部からC社に移籍したとする複数の同僚の回答から、申立人が申立期間において、A社及びC社に勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、A社B事業部からC社に移籍したが、全員が勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していた旨述べている。

さらに、A社は、「本来、昭和58年4月1日とすべき申立人の当社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。